

「弘済園」ご利用にあたって

= 重要事項のご説明 =

平成 23年10月1日
社会福祉法人 東京弘済園

社会福祉法人東京弘済園は、老人福祉事業を行うため財団法人鉄道弘済会によって、昭和30年に設立され、入所サービス及び通所サービスを行う総合老人福祉施設として積極的に事業展開を図っております。

1. 特別養護老人ホーム弘済園の概要

施設名称	特別養護老人ホーム 弘済園
所在地	東京都三鷹市下連雀5丁目2番5号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設(東京都 1373600053)

2. 「弘済園運営規程」のあらまし

「弘済園運営規程」は、厚生省が定めた「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第37号)を及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第39号)を遵守し、「弘済園」の運営について必要な事項を規定したもので、そのあらまきは別添「弘済園運営規程(主要事項抜粋)」のとおりです。

3. 厚生省令による基準要員と当園配置要員(非常勤は常勤換算)

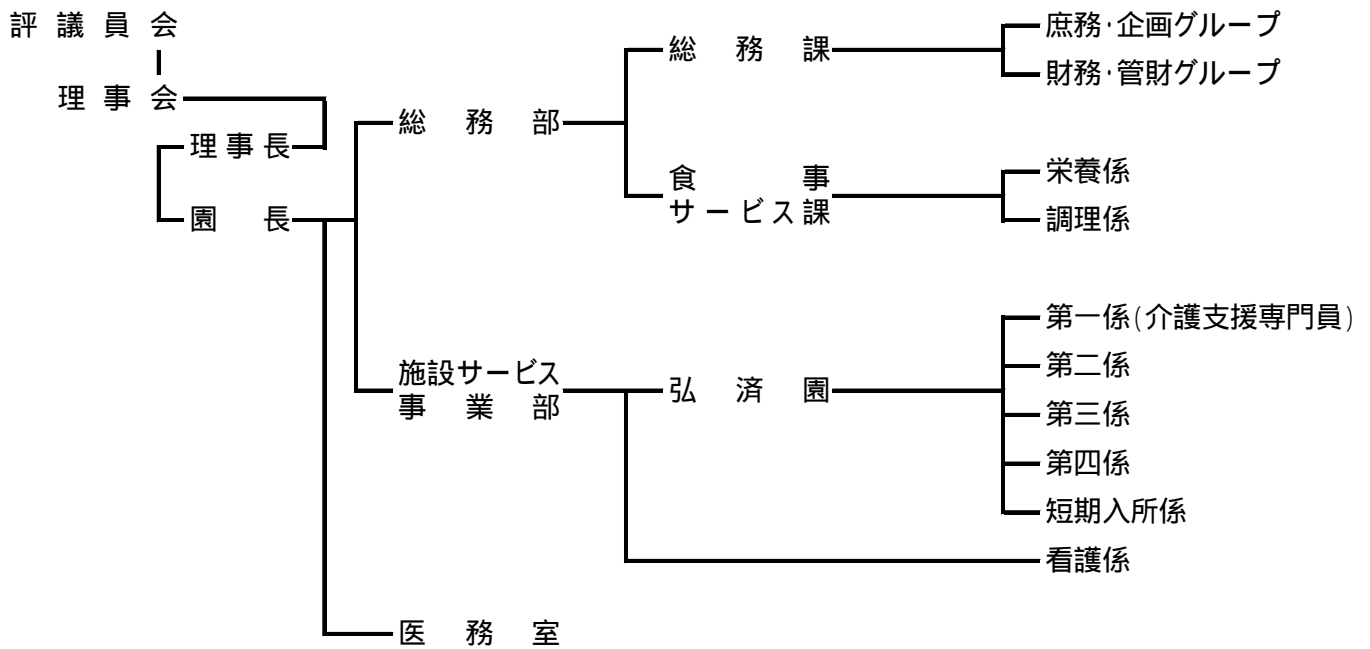
厚生省令による基準人員に対する当園の配置人員は、指定介護福祉施設を含み、次のとおりとなっております。

職 種	基 準 要 員	当 園 配 置 要 員
管 理 者	1	1
医 師	必要な数(非常勤可)	2
生 活 相 談 員	2	2
介 護 ・ 看 護 職 員	37	50
管 理 栄 養 士	1	1
機 能 訓 練 指 導 員	1	2
介 護 支 援 専 門 員	1	2
事 務 員	-	5
調 理 員	-	10

4. 組織

当園では、サービス提供を円滑に行うため、次の内部組織を設けて運営にあっております。

(「弘済園」業務に関わる組織のみ抜粋)



5. 勤務体制

職員の勤務体制は、次のとおりとなっております。

管理者	日勤	9:00 ~ 17:00
生活相談員	日勤	9:00 ~ 17:00
介護職	早番	7:30 ~ 15:30
	A勤	8:00 ~ 16:00
	日勤	9:00 ~ 17:00
	B勤	10:45 ~ 18:45
	遅番	11:00 ~ 19:00
	夜勤	16:30 ~ 9:30(6名体制)
医師	内科:週1回	精神科:月2回
看護職員	日勤	9:00 ~ 17:00
機能訓練指導員	日勤	9:00 ~ 17:00
介護支援専門員	日勤	9:00 ~ 17:00
事務員	日勤	9:00 ~ 17:00
調理員	早番	6:00 ~ 15:00
	日勤	7:00 ~ 16:00
	遅番	10:00 ~ 19:00
管理栄養士	日勤	9:00 ~ 17:30
	遅番	10:30 ~ 19:00

6 . 介護看護職員の状況（指定介護老人福祉施設職員を含む）

（ 1 ）介護看護職員数 50名（男性 13名 女性 37名）

（ 2 ）国家資格取得者	介護福祉士	34名
	社会福祉士	4名
	看護師	4名
	准看護師	1名
	介護支援専門員	9名

（ 3 ）そ の 他 職員には、介護技術研修及び国家資格取得のための研修会等に参加の機会を作り、国家資格取得に向けて努力しております。

7 . 短期入所生活介護の提供場所

三鷹市下連雀5丁目2番5号 「弘済園」

8 . 設備等の概要

（ 1 ）短期入所生活介護居室 4名用と2名用があります。
利用者1人当りの最小面積 8.6㎡

（ 2 ）浴 室 一般浴槽・リフト浴槽・特殊浴槽・車椅子浴槽

（ 3 ）そ の 他 食堂、談話コーナー、静養室、医務室、機能訓練室

9 . サービスの内容

（ 1 ）入・退所時間 入所はご利用開始日の10時から11時の間とします。
退所はご利用終了日の14時から15時の間とします。
上記以外の時間でも、ご相談に応じます。

（ 2 ）居 室 基本的に4人部屋となります。サービスの都合等により居室を変更することがあります。

（ 3 ）食 事 食事は概ね次の時間にお摂りいただけるよう食堂に配膳いたします。

朝食 7時30分から

昼食 11時30分から

夕食 18時から

食事は、通常献立のほか、生誕会や各行事に合わせた特別献立も実施いたします。

- (4) 入浴 週に2回を予定しています。
ただし、入退所日が入浴日と重なっている場合は、ご利用の方の体調により、入浴していただけない場合があります。
- (5) 介護 利用者の状況に応じ、次の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、
体位変換、シーツ交換、施設内移動の付添い等
- (6) 機能訓練 機能訓練及びレクリエーションを行います。
- (7) 生活相談 日常生活に関する相談に応じます。
- (8) 健康管理 利用開始日に簡単な健康チェックを行うほか、日常の健康管理を行います。
なお、緊急時は、夜間においても看護職と連絡できる体制となっております。
- (9) 医療 当園で対応できる医療の範囲を超えた場合は、医療機関へ通院または入院をしていただきます(別料金)。その場合はご家族にもご相談のうえ対応いたしますが、緊急時は事後報告となる場合もあります。
なお、入院及び通院の際はご家族の協力をいただきます。
- (10) 洗濯 衣類の洗濯サービスを行います。ただし、施設内の洗濯機にて洗濯可能なものに限りです。
- (11) 園内喫茶室 週に1回、園内喫茶を行います。(別料金)
- (12) 行事 各季節の年中行事、お楽しみ会等を随時実施いたします。
(一部別料金)
- (13) 短期入所生活介護計画
ご利用期間が4日以上の場合は、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。

10. 生活

弘済園での生活の決まり等については、別添「ご利用のしおり」のとおりです。

11. 利用料金

- (1) 利用料金は、次のとおりとなります。

(ア) 短期入所生活介護利用料金

要介護度と基本単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	滞在費 食事代
	703	774	844	915	985	
機能訓練体制加算	12					(ウ)参照 食費は 朝 300円 昼 650円 夕 430円
サービス提供体制強化加算()	12					
夜勤職員配置加算()	13					
一日あたりの単位合計	740	811	881	952	1022	
× 地域加算 10.45(A)	7,733円	8,474円	9,206円	9,948円	10,679円	
介護保険から給付される金額(B)	6,959円	7,626円	8,285円	8,953円	9,611円	
自己負担額(A) - (B)	774円	848円	921円	995円	1,068円	

療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき) 1日につき23単位加算

(イ) 介護予防短期入所生活介護利用料金

要介護度と基本単位	要支援1	要支援2	滞在費 食事代
	514	633	
機能訓練体制加算	12		(ウ)参照 食費は 朝 300円 昼 650円 夕 430円
サービス提供体制強化加算()	12		
夜勤職員配置加算()	13		
一日あたりの単位合計	551	670	
× 地域加算 10.45(A)	5,757円	7,001円	
介護保険から給付される金額(B)	5,181円	6,300円	
自己負担額(A) - (B)	576円	701円	

療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき) 1日につき23単位加算

(ウ) 居住費(多床室)・食費と段階別自己負担上限額 (一日あたり) (月額)

利用料 負担段階	所得区分		滞在費	食費	(ア)の1割負担合計額 が下記の一定の上限額 を超えた場合には、申請 により払い戻されます。 (高額介護サービス費)	
第1段階	生活保護受給者		0円	300円		自己 負担 上限
	老齢福祉年金受給者					
第2段階	住民税 非課税 世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計 80万以下	320円	390円		
		合計所得金額と課税年金収入額の合計 80万超				
第3段階		住民税課税世帯に属する方		320円	1,380円	
第4段階					15,000円	
					15,000円	
					24,600円	
					37,200円	

生計困難者に対する利用者負担額軽減制度適用時、認定証記載内容に応じた軽減が受けられます。

(2) 利用者が、要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」といいます)を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦支払うものとします。この場合、認定を受けたあと、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

(3) 利用開始前に利用者のご都合により利用を取消される場合は、下記の取消料

がかかります。

利用開始日の前日 15 時までにご連絡いただいた場合	無 料
利用開始日の前日 15 時までにご連絡いただかなかった場合	1,000 円

12. 利用申し込み

(1) ご利用いただける方は、介護保険法による要介護認定等に該当し、入院治療を必要とせず、利用料が負担できる方および生活保護法等の法令により利用要件を具備された方等です。

なお、伝染性疾患のある方はご利用いただけません。

(2) ご利用の予約は、要介護認定等の有効期間内または契約期間内であるか否かにかかわらず、利用予定日の3ヶ月前の月の初日からお電話等でお受けいたします。ご利用の予約がとれ次第、ご利用期間毎に当園所定の「弘済園ご利用申込書」に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。なおお申し込みの時にご利用予定日が要介護認定等の有効期間外である場合には、原則としてご利用予定日までには要介護認定等を受けていただきます。

(3) 初めてご利用になる方については、必要により当園所定の様式による「健康診断書」を提出していただきます。

なお、ご利用期間決定後、職員がご自宅等に訪問させていただき、ご本人の意思の確認および介護の状況等をお伺いいたします。そして、当園をご利用されるにあたっての重要事項等をご説明いたしますので、これに同意をいただいたうえで、契約を締結いたします。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

13. 利用期間中の中止

利用期間中であっても次の場合にはサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望された場合
- ・ ご利用初日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

14. 契約の終了

(1) 利用者は、現にサービスを利用されている期間でなければ、いつでも契約を終了することができます。

- (2)次に該当する場合は、文書でご通知いたしますので退園していただきます。
- イ、利用料の支払が1ヵ月以上遅延し、支払っていただくよう催告したにもかかわらず7日以内にお支払いいただけなかった場合
 - ロ、利用者またはご家族が、当園・当園従業員あるいは他の当園利用者に対し、利用契約を継続し難いほどの行為を行った場合
 - ハ、やむを得ない理由により当園を閉鎖または縮小する場合。この場合は1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3)次の場合は、自動的に契約が終了いたします。

- イ、利用者が、他の介護保険施設等に入られた場合
- ロ、利用者が亡くなられた場合
- ハ、利用者の要介護認定等の更新で非該当（自立）と認定された場合

15. 非常災害対策

火災等の非常災害が発生した場合は、「自衛消防隊」を発動し、利用者の安全確保を最優先いたします。

なお、万が一の災害発生に備えて毎月1回防災訓練を実施しております。

16. 緊急時の対応

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに看護師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

17. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族・保険者及び関係諸機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

18. サービス相談窓口

当園でのサービス提供にあたり、お気付きの点がありました場合は「サービス提供責任者」にお申し出願います。

* サービス提供責任者 副施設長 TEL 0422 - 47 - 8965

不在の場合でも、対応できる体制をとっておりますので、いつでもご相談下さい。

19. 苦情等への対応

当園でのサービスについて苦情等がありました場合は「苦情等相談窓口」に何なりと、お申し出願います。

* 苦情等相談窓口 総務課長 TEL 0422 - 43 - 3319

不在の場合でも、対応できる体制をとっておりますので、いつでもご相談下さい。
また、次の箇所でも苦情のご相談に応じております。

* 三鷹市高齢者支援課高齢者相談係 TEL 0422 - 45 - 1151(内2622)

* 東京都国民健康保険団体連合会
 介護保険部相談指導係 TEL 03 - 5326 - 0878

20. 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の取扱いについては、東京弘済園個人情報保護規程に基づき取り扱います。
- (2) 当園における個人情報の利用目的は別紙1のとおりとします。

21. 利用契約書の内容

契約書に記載する内容は、別添「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所 弘済園利用契約書」のとおりです。

22. 法人の概要

(1) 名	称	社会福祉法人 東京弘済園
(2) 代	表 者	理事長 小島 紀久雄
(3) 所	在 地	〒181 - 0013 東京都三鷹市下連雀5丁目2番5号 TEL 0422 - 43 - 3319 FAX 0422 - 47 - 9363

(4) 定款に定めた事業

イ. 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホーム弘寿園の設置経営
- (ロ) 軽費老人ホーム弘済ホームの設置経営
- (ハ) 特別養護老人ホーム弘済園の設置経営

ロ. 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンター弘済ケアセンターの設置経営
- (ロ) 老人短期入所事業(弘済園)の経営
- (ハ) 老人デイサービスセンター三鷹市高齢者センターいちよう苑の受託経営
- (ニ) 老人デイサービスセンター三鷹市高齢者センターけやき苑の受託経営
- (ホ) 老人デイサービスセンター岡田さんちの設置経営

- (へ) ケアハウス弘陽園の設置経営
- (ト) 弘済保育所おひさま保育園の設置経営

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

<事業者>

事業者名	社会福祉法人 東京弘済園
所在地	三鷹市下連雀5丁目2番5号
代表者	理事長 小島紀久雄 印
説明者	印

私は、本書面により、社会福祉法人東京弘済園から指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所「弘済園」利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

平成 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	印

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所「弘済園」では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

1. 当施設内部での利用目的

- (1) 当施設が利用者に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 入退所等の管理
- (4) 会計・経理
- (5) 事故等の報告
- (6) 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- (7) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (8) 当施設において行われる学生等の実習への協力
- (9) 当施設において行われる事例研修

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が利用者に提供する介護サービスのうち
利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議)、照会への回答
その他の業務委託
利用者の診察等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
緊急を要する場合、救急隊や医師への状況説明
家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
審査支払い機関へのレセプトの提出
審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (4) 外部監査機関、サービス評価機関への情報提供
- (5) 目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報を、その目的に沿って利用する場合